

No. 189

令和2年8月発行

発行／大沼郡三島町議会
編集／議会広報編集委員会

〒969-7511 福島県大沼郡三島町
大字宮下字宮下 350
☎0241-48-5588

ホームページ
<http://www.town.mishima.fukushima.jp>
E-mail: gikai@town.mishima.fukushima.jp

みしまの桐も子どもも
大きく育て!!

みしま 議会だより

6月
定例会

- 6月定例会のあらまし P2～4
- 一般質問
～議員が町政をたずね～ P5～15
- コロナに負けるな! P16～17
- 議会の主な動き P18

6 月定例会のあらまし

6 月定例会は 18・19 日の 2 日間開催され、町長の専決処分承認 1 件、8 つの条例の一部を改正する条例や、三島町農業委員 7 名、固定資産評価審査委員 1 名の選任同意、更に、議会で選挙管理委員及び補充員の選挙で各 4 名を選出しました。

予算は令和 2 年度一般会計補正予算及び 3 つの特別会計補正予算など、町長より提出された議案を審議し、すべて原案通り可決しました。

また、議員提出議案として「新型コロナウイルス対策特別委員会」設置の議案を提出・可決し、その他 1 件の議員提出議案を可決しました。

【可決結果一覧と条例改正等の主な概要】

議案番号	議 案 名 等	結果
35	専決処分承認を求めるについて（町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例） ・ 6 月に支給する期末手当、町長 20%、副町長・教育長 10% 減額。	可決
36	三島町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について ・ 振興計画策定にあたり「議会の議決」を要件とする改正。	可決
37	三島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	可決
38	三島町税条例の一部を改正する条例について ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の 1 年間納税猶予出来る特例を設ける。	可決
39	三島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について ・ 新型コロナウイルス感染または、発熱等で感染を疑われ会社等を休み、給与の支払いがされなかった場合に疾病手当を支給する改正。	可決
40	三島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ・ 国民健康保険税の課税限度額の引上げ、新型コロナウイルス感染で死亡、又は重篤となった世帯等への減免措置。	可決
41	三島町介護保険条例の一部を改正する条例について ・ 新型コロナウイルス感染症で、介護保険料の減免を受ける場合の申請手続きを定めた。	可決
42	三島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について ・ 新型コロナウイルス感染または、発熱等で感染を疑われ会社等を休み、給与の支払いがされなかった場合に疾病手当を広域連合のへ申請書の受け付けを定めた。	可決

議案番号	議 案 名 等	結果
43	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例について ・ 令和 2 年 4 月から導入した「会計年度任用職員」に関する条例を一括改正する条例。	可決
44	三島町過疎地域自立促進計画の一部変更について ・ 計画に「大石田高尾原農道改良工事」、町道「早戸居平台倉線法面保護工事」を加え、過疎対策事業債の対象とした。	可決
45	令和 2 年度三島町一般会計補正予算（賛成 5 名：反対 2 名）	可決
46	令和 2 年度三島町国民健康保険特別会計補正予算	可決
47	令和 2 年度三島町簡易水道事業特別会計補正予算	可決
48	令和 2 年度三島町介護保険特別会計補正予算	可決
49	三島町農業委員会委員の選任について ※ 1	可決
50	三島町固定資産評価審査委員会委員の選任同意を求めるについて※ 2	可決
議 会 案 件		
選挙	三島町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について※ 3	
議 1	「新型コロナウイルス対策」特別委員会の設置について	可決
議 2	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について	可決

※ 1～3 4 頁「人事案件等について」をご覧ください。

※ 部分（青）部分は採決で賛否が分かれた案件です。詳細は 3 頁をご覧ください。

【議案の可決状況】

《議案第45号 令和2年度三島町一般会計補正予算の採決に関する討論要旨》

賛成討論 3番 五十嵐 健二 議員

今回の新型コロナウイルス感染症では全ての事業所が被害を受けている災害であり、その支援の予算である。会津桐ダンスも含まれている。職人も休んでいる状況であり、このまま辞められてしまえば大変である。まずは、つなぎのために仕事を発注し、職人を復帰させ、コロナを乗り越え、体制を整え経営を改善させていくために必要である。

反対討論 2番 二瓶 辰右エ門 議員

コロナに対する支援策は本当に困っている多くの町民に公平に行き渡ることを基本に考えるべき。会津桐ダンスから購入する高額な家具は町営住宅と教員宿舎に入居する一部の人にのみ利用されるもの。町民の理解は得られない。

桐ダンスはコロナ以前から赤字であり、経営改善は別な観点から議論すべき。議会がチェック機能を果たさなければならない大切な場面だ。

議案 番号	1番	2番	3番	5番	6番	7番	8番
	矢澤 昇	二瓶辰右エ門	五十嵐健二	長谷川清雄	二瓶俊浩	菅家三吉	大竹克昌
45号	○	×	○	×	○	○	○

※上記以外の議案は全議員「賛成」で可決しました。 ※議長は採決に加わりません。

【令和2年度6月補正予算の額】

(単位：千円)

会計区分	補正前予算	補正額	補正後予算
一 般 会 計	2,795,346	41,283	2,836,629
国民健康保険特別会計	195,594	12,130	207,724
簡易水道事業特別会計	192,779	917	193,696
介護保険特別会計	463,723	2,734	466,457



【6月定例会の補正予算の主な内容】

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた、商工業者への経済支援も含めた予算を可決しました。

■ 農林・建設関係 ■

〔農林関係〕

- ・カスミソウ栽培後継者育成指導農家謝礼
(後継者1名増の為) 522千円
- ・J A山菜加工場経営支援アドバイザー謝礼
1,360千円
- ・会津地鶏キャンペーン 1,335千円
- ・ふくしま森林再生事業(浅岐地区) 9,000千円

〔建設関係〕

- ・大石田地区高尾原農道改良工事 4,400千円
- ・町営住宅中田団地居室修繕 2,200千円
- ・町営住宅中平団地改修工事
(会津桐チェスト設置) 5,148千円

■商工・観光関係■

- ・ 地場産品販路拡大事業
(会津桐タンス製品展示会) 2,310千円
- ・ 町内宿泊クーポン事業
(町内での宿泊・食事等の助成) 3,500千円
- ・ 事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助 3,000千円

■保育・教育関係■

- ・ 新型コロナウイルス対策用備品購入 508千円
- ・ 教員宿舍改修に係る備品購入
(会津桐すのこベッド) 3,168千円

【人事案件等について】

6月定例会では、3つの人事案件等について選任同意・選挙が行われました。
新しい委員の方々は下記のとおりです。

三島町農業委員に任命された方々

	氏 名	地 区	備 考
1	阿 部 通 利	桧 原	認定農業者
2	五十嵐 政 人	大 谷	認定農業者
3	長谷川 秋 義	川 井	
4	角 田 陽 市	大 登	
5	二 瓶 辰 雄	西 方	
6	菅 家 三 吉	荒屋敷	
7	大 竹 祐 子	滝 谷	

※1：以前は農業委員は選挙で選出されていましたが、法律の改正により現在は市町村長が議会の同意を得て任命します。

三島町固定資産評価審査委員会委員に
選任された方

氏 名	地 区	備 考
佐久間 宗 一	宮 下	

※2：三島町の固定資産評価審査委員会の委員の定数は3名で、委員は、町の住民税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任します。委員会は固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服等の審査を行います。

三島町選挙管理委員会委員
及び補充員に当選された方々

	氏 名	地 区	備 考
選挙管理委員	五十嵐 豊 一	西 方	新任
	諏 訪 義 幸	宮 下	新任
	諏 訪 典 子	大 谷	再任(2期目)
	五十嵐 テル子	大石田	新任
補充員	大 島 昇 一	浅 岐	新任
	橋 本 洋 子	早 戸	新任
	鈴 木 隆 一	桧 原	新任
	二 瓶 弥 生	名 入	新任

※3：選挙管理委員会委員及び補充員は地方自治法で、議会において選挙をすると定められており、定数は4名並びに同数の補充員を選挙しなければならないと定められています。

一 般 質 問

～議員が町政をただす～

6月定例会では6人の議員が一般質問を行い、町政全般について活発な議論を交わしました。（6頁～15頁に掲載）

一般質問議員		質 問 事 項	頁
1	8番 大 竹 克 昌	①三島町のガソリンスタンドについて	6
2	6番 二 瓶 俊 浩	①新型コロナウイルス感染対策について ②県立宮下病院の建替えに伴う近隣地等の整備について	7
3	5番 長谷川 清 雄	①会津桐の振興について	9
4	2番 二瓶 辰右工門	①新型コロナウイルス対策について ②財政運営について ③新たな振興計画について	10
5	7番 菅 家 三 吉	①宿泊業・飲食業を中心とした、観光業の回復に対する方策について	13
6	3番 五十嵐 健 二	①今後の町財政について ②森林整備について	14

※一般質問とは…議員が町の将来に対する方針や、執行機関の政治姿勢を明らかにし疑問点等を質します。また、議員自ら政策の提言を行います。三島町議会は1人60分の持ち時間の間に質問答弁を行います。

※一般質問は通常議会初日に行われます。





大竹 克昌 議員

問 三島町のガソリンスタンドについて

答 町内にガソリンスタンドは必要。議会及び関係者と協議する

議員 当初、三島町には農協と只見川商事の2軒のガソリンスタンドがありました。数年前に不景気、また合併等々で農協ガソリンスタンドが撤退しました。只見川商事も撤退を考えたことがあると聞きます。三島町からガソリンスタンドが無くなつては困る業者の方、町民もいるということ

で、経営を続けてもらってきました。しかし、諸般の事情により令和2年5月31日でガソリンスタンドを閉店することになりました。

行政側としても、三島町からガソリンスタンドが無くなるのは非常に大変なことではな

いか。農協ガソリンスタンドが撤退したところから、いずれ町からガソリンスタンドが無くなることは想像していたと思うが行政側はどのように考えていたのか。

あまりに急なことから今後ガソリンスタンドを経営する方がいない場合、行政としての考えを伺う。

町長 5月31日をもって営業を終了しました只見川商事ガソリンスタンドについては、長年にわたり当町の石油燃料供給を担っていたいただいたことに感謝を申し上げます。

当町では、平成22年のJAガソリンスタンド撤退を受け、SS過疎問題が顕在化しました。全国的に安定的な燃料供給の継続が深刻な地域として、平成27年度に国の補助事業により住民ニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施し、同事業を実施した全国の7町村の実態調査報告書がまとめられました。その内容を見ますと当町は、町内の給油所を利用する世帯は2割程度で、利用の際に重視するものとして7割の方が価格と捉えています。また住民の生活行動の約7割の方が日頃から町外で買物をしているとの結果から、町外に出た際に町外のSSを利用していることが伺えます。

一方で、災害時等の燃料備蓄拠点として町内にSSが必要との回答は8割を超えています。この調査結果を踏まえ、将来的に町内のSSがゼロにならないよう残す必要があり、将来に備えた準備が必要と考えていました。が、事業者の意向もあることから具体的な検討はできていない状況でありました。

突然の閉店ではありましたが、町内にガソリンスタンドは必要との認識から今後は議会及び関係者の皆さまと協議していきます。



ガソリンスタンドの無い町村は全国で12町村です (H29.3.31時点)



二瓶 俊浩 議員

問 コロナウイルス感染対策について

答 新型コロナウイルス感染症情報を速やかに提供する

議員 今回町はコロナ

ウイルス感染対策にスピード感をもって対応してきたことは大変良かったと思います。特に国の施策である一人10万円の特別定額給付金をいったん町が立て替えて町民の方々に県内でもトップに支給し、マスクの配布も早めに行い、また事業者の方々にも支援策として貸付金を設立されました。幸いにして会津地方は、感染者が発生しませんでした。あれほど三密は避ける・不要不急の外出は自粛する・県をまたいだ移動の自粛を要請されていたにも関わらず、ゴールデンウィーク前から

緊急事態宣言の解除ま

での間、他県ナンバーの車両が多くみられました。自粛の強制はできませんがお願いはできます。町民の方々は、大変不安に思っており、大変な状況に思っていました。このような事態が発生した時ほど、特に近隣4町村が一緒になって対応することが大事であると考えますが、町はどのような対応をされたのかを伺います。

第2波が各地域で発

生した場合、第1波の10倍の被害が発生するとの報道もあります。今まではコロナウイルスに感染しないための対策でしたが、今後もし感染してしまったら、具体的にどのような治療していくのか、町民の皆様に周知することが必要と考えますが、町の見解を伺います。

外の皆様についても来

町機会を減らす環境を整えてきました。しかし県外からの来町者を完全に食い止めることはできません。自粛要請は、一定の効果はあったものの、完全な対応の困難さを痛感しました。今後は、さらなる効果的な方法を模索、検討していきます。

道の駅については、連

携して休業したところであり、感染した場合の具体的な治療方法の周知については、新しい薬の承認状況や新たな取り組みなど、日々状況が変化し、具体的な治療についてはまだ確立されていないことから町から町民の皆様へお知らせすることは難しい状況です。

熱等の症状が出た場合

の「診療の流れ」を示したチラシを配布しました。これは「治療」の内容とは少し異なるかも知れませんが、発熱した後の相談窓口や受診・PCR検査、入院等までの流れを示したもので、会津保健所にも確認いただいたものです。

今後第2、第3波の恐れや、インフルエ

ンザ流行などにも備え、新型コロナウイルス感染症に関する情報は可能な限り速やかに町民の皆様へ提供していきます。

また5月22日には発

問 県立宮下病院の建て替えに伴う近隣地等の整備について

答 人々の交流が生まれる「保健福祉的機能」併設を要望

議員 今、県立宮下病院の建て替え計画が進められています。建て替え地はまだ決定していないと思います。そこで質問いたします。

病院の利用者の多くは老人の方であり買物弱者の方です。建て替えの場所は交通の面も当然考えての整備となるので、一般通行者や若者の利用も考え、隣接地等に商業施設等の整備を並行して行う考えはないのか伺います。

また、病院の診療圏は近隣4町村であるので、4町村での病院建て替えプラスαの考えはないのか伺います。

町長 ご指摘のとおり新たな建設場所については決定していないの

が現状で、「現在の場所での建替えを含めた検討」が基本となっております。建設場所については、今後も協議を進めていきます。

昨年度、宮下病院機能検討委員会で協議され、福島県病院局に提案された内容は議員各位にも説明したとおり、「医療施設」に関する検討内容と提案で、議員ご指摘の内容については検討されていません。

福島県としても医療施設整備が基本であり、商業施設等の整備をするとなれば、地元町村等における整備となることが想定され、今後の検討課題になるかと思えます。

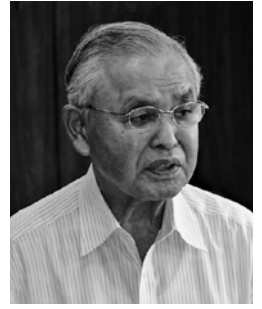
ただ、議員ご指摘のとおり、「新たな医療施設」は診療圏住民にとって利用しやすい施設であることが重要と考えていますので、「商業施設等」とは観点が異なりますが、地域の要望として診療圏町村が共通課題として取り組んでいる「健康づくり」や「地域包括ケア」の観点から、診療圏地域住民が気軽に集い、運動や人々の交流が生まれる「保健福祉的機能を併設して欲しい」と強く要望したため福島県において、検討委員会からの提案についてご協議いただけるものと思っています。

また、宮下病院整備が福島県の令和2年度

重点事業にも掲げられ、「基本計画」策定業務が既に進行しています。今後も、新たな医療施設整備に向け、診療圏4町村と連携した地元要望について、継続して福島県に要望していきます。



建替えの計画が進められている県立宮下病院



長谷川清雄 議員

問 会津桐の振興について

答 低コスト、作業の省力化による 良質な会津桐生産を目指す

議員 町のシンボルである会津桐の苗の生産は以前より様々な形で行ってきました。昨年は桐専門員が中心となり、約180本の会津桐苗を生産し、町内及び他町村の会津桐生産者へ配布したと伺っています。

しかし、昨年度まで桐専門員を務めてきた方が退職されたと聞き、この先の桐苗生産に支障はないか大変心配しました。ただ、新たな桐専門員の方が入られたと聞き、一安心しましたが、継続した安定的な生産になっているのか、不安と疑問を感じます。

町の第4次振興計画

町長 現在町では町内

7箇所に約750本の桐を管理しています。

①今年度の桐苗の生産計画と町民及び他町村からの注文状況

②桐専門員の活動及び活動の結果得られた会津桐生産等に関するデータ等の活用

③今後とも安定して会津桐を振興していくために苗の生産や植栽管理などを第5次振興計画にどのように位置づけてしていくのか

以上3点について伺います。

の計画を検討していきます。

②これまでの桐専門員の成果等を新たな桐専門員に引き継いでおり、今後も生育調査を行う予定です。

また今年度は桐栽培マニュアルを作成し、町民への配布を計画しています。

③県の林業現地適応化事業によるプロジェクトチームに町と佐久間建設工業株式会社が参加し、新たな「キリ玉植苗」に取り組んでいます。「キリ玉植苗」は実生から育て、台切りを行ったポット苗が1～2年で出荷可能となります。メリットとしては、病気を伝播し

を見ながら植栽・配布

しない苗で、植栽と保育の軽減化が図られ、植栽後1年目の樹高成長の確保と元玉の直幹化が期待できます。栽培者を増やすために作業の省力化を図りながら、高価値の材が期待できるだけの成長が見込めます。今年度は佐久間建設工業株式会社で約150本の「キリ玉植苗」を生育しており、秋に一部販売を予定し

ています。今後は「キリ玉植苗」の町内での植栽を検討したいと考えています。

次期振興計画策定に際しては、低コストで作業の省力化による良質な会津桐の生産を目指すとともに会津桐タンス株式会社と連携した製品開発と販売強化に取り組んで会津桐の振興を図っていきたいと考えています。



黒男山地区にある会津桐の展示林、文化庁の「ふるさと文化財の森」に指定されている



二瓶辰右門 議員

問 新型コロナウイルス対策について

答 適格な情報発信と住民対応窓口を一本化し、細やかに対応する

議員 ①国や県において

は新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための「新しい生活様式」を提唱し、段階的に社会経済活動のレベルを引き上げていく、いわゆる「ロードマップ」を示しました。三島町においても町民活動の指針ともなる「新型コロナウイルス感染症対策ロードマップ」を策定し、感染の第2波・第3波に備えて、町民生活の安全安心の確保と社会経済活動の両立を目指した取り組みを進めるべきと思いますが、町の対応を伺います。

②三島町を故郷として暮参りに来る方々、

山村風景や伝統芸能に触れたい首都圏や外国人の方々に対して、どのように情報を発信していくかが重要と考えますが、見解を伺います。

定期的な対話やヒヤリングを通じて困り事の現状把握と行政需要がどの辺にあるのかを確認出来る仕組みが必要と思うが如何か。

県の自粛緩和目安を基に経済活動を徐々に再開しています。しかし、ご指摘のとおり、今後予想される「第2波」「第3波」感染は必ずやつてきます。これらの対応について準備する必要がある、加えて豪雨等の自然災害対応における避難所等の取扱いなども併せて協議していかねばなりません。

町民の皆様の生活で特に心配される「帰省等」を含めた「人の交流」における「町方針」については、町民の皆様への心身ストレスを解消していくためのご意見をいただきながら、次の感染症対応を想定した検討を行い、当町の「ロードマップ」作成を進めていきます。

や発信力のある観光協会ホームページ、ツイッターなどの活用、また首都圏三島会や特別町民の方々、生活工芸関係へのダイレクトメールなど、紙媒体も活用しながら情報を発信していきます。併せて町の「受入体制」についてのお知らせも発信していく必要があります。

③町民の中には自分が支援の対象者が判らない、相談に臆してしまつ方などがいらつしやいます。役場職員はこうした異例の事態に直面している時期だからこそ縦割行政の弊害を乗り越えて、一人ひとりの住民の立場に立つて相談に当たることが求められます。コロナ対策の対応の窓口を一本化すべきと考えますが見解を伺います。

町長 ①当町は「新型コロナウイルス対策」として当初より「重症化する高齢者を感染から守る」ことを大前提に感染防止対策に取り組んできました。4月6日の国の緊急事態宣言後、町民の皆様をはじめ事業者の皆様も、先

新型ウイルス対策に関しては、特に影響が大きかった「町内経済活動」をどのように回復させていくのか、また次の感染時の対応など事業者の皆様とともに検討し「取組方針」についても共有

②議員ご指摘の方々はコロナ感染以前より三島町を応援してくださっている方々です。様々な地域や国の方々がおりますので、三島町の現状を常に発信していくことが大切と考えています。そのためには、町ホームページ

国・県における外出自粛緩和と観光の関係については、6月19日以降は首都圏からの移動が緩和されます。しかし観光については、7月末までに県内から徐々に範囲を広げて再開し、8月から全国観光キャンペーンがスタ

④あわせて町民との

不安を抱えたまま対応いただきました。皆様のご協力により三島町から感染者を出すことなく現在を迎え、国・

町民の皆様の生活で特に心配される「帰省等」を含めた「人の交流」における「町方針」については、町民の皆様への心身ストレスを解消していくためのご意見をいただきながら、次の感染症対応を想定した検討を行い、当町の「ロードマップ」作成を進めていきます。

国・県における外出自粛緩和と観光の関係については、6月19日以降は首都圏からの移動が緩和されます。しかし観光については、7月末までに県内から徐々に範囲を広げて再開し、8月から全国観光キャンペーンがスタ

町民の皆様の生活で特に心配される「帰省等」を含めた「人の交流」における「町方針」については、町民の皆様への心身ストレスを解消していくためのご意見をいただきながら、次の感染症対応を想定した検討を行い、当町の「ロードマップ」作成を進めていきます。

トします。当町においてもその行程に合わせ再開していきます。また、全国でのキャンペーン取組みに加え、町独自の宿泊支援事業を実施し情報発信していきます、福島県内、全国、そして最後にインバウンドという情報発信、受入れにつなげていきたいと考えています。

副町長 ③本町におきましては、新型コロナウイルス感染症が日本国内において感染拡大の様相を呈し始めた2月25日に、町長を本部長とする課長以上の職員をもつて「対策本部」を設置し、週1回の頻度で対策会議を開催してきました。

一方、住民や事業者の方々等との相談業務や情報収集をそれぞれの事務事業の所管課が窓口となつて行い、対策本部においてそれらの内容と情報の共有を図りながら対応策を講じてきました。したがって行政としての一体的な対応はできたものと認識しています。

しかしながら今後、第2、第3波の新たな感染拡大が起こり、長期にわたる対応が想定されることなどを踏まえ、ご指摘いただいた住民対応の窓口を設けたうえで、よりきめ細やかに対応すべきと考えます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために

新しい生活様式

の定着に、ご協力をお願いします。

密集は避ける

移動先の
感染状況に注意

こまめに換気

距離を取る

咳エチケット

手洗い・
手指衛生

福島県 新しい生活様式 福島県 | Q

問 財政運営について

答 歳入の確保と経常経費を見直し、事業の優先度を決め実施する

議員 ①益々増加するであろう行政需要や多様な町民要望を踏まえ、今後の財政運営をどのようになっているのか。また、財政運営の基本は「入りを量りて出る

を制す」にあると言われますが、三島町として、これからの財政運営の基本的考え方を伺います。

②基本的考え方に基づいて、町の最大の懸念事項を解決するため、どのような分野、どのような事業、どのような手法で効果的な財政出動を考えているのか伺います。

町長 ①当町の財政は歳入においては、施設設備の維持管理費や社会保険費の増、近年実施してきた投資的事業の起債借入による償還金の増加がみられます。

一方、歳入については、歳入の中心となる地方交付税は国の政策、方針に大きく影響を受けることから大きな増額の見込みはなく、町税においても人口減少、産業構造からみても増

加は期待できる状況はありません。公共料金にしても、現在の町民生活、経済状況から引き上げの時期とは思えず総じて自主財源に乏しく、厳しい状況にあると認識しています。これらの状況を踏まえ、将来において安定した財政を堅持するた

め税収の確保、国県の動向を把握し、補助金等を含めた歳入の確保を徹底すると共に大胆な経常経費の見直しを

図り、歳入歳出の両面で健全財政に努めていきます。

② 振興計画の行動計画、建設計画に基づき

「安全安心な基盤づくり」として、医療の充実、防災対策強化、健康福祉事業の推進、生活基盤の充実、「若者

定住対策」として、住環境整備、雇用対策、教育環境の充実、「美しい地区づくり」として、住民主体の地区づ

くり推進等の事業を重点的に、更に緊急度、重要度を比較し、優先度を検討後、財政面を考慮して、翌年度以降

へ見送るか、複数年事業にできないかを検討して、実施事業を決定していきます。

問 新たな振興計画について

答 地区の主體的な取組みを尊重し、人的・財政的な支援を行う

議員 ① 地区目標実現

のため、実施計画にはどのような内容を盛り込んだ実施計画を想定しているのか。また、どのような手続きで進めるのか伺います。

② 今回策定する町の振興計画期間に合わせ、その実効性を担保し、行政の役割分担を明確にするためにも中期財政計画を策定し、町民の期待感の醸成と協力的意識の高揚を図るべきと考えますが見解を伺います。

町長 昨年度、町では

「第5次三島町振興計

画」策定に向け、町づ

くりの基本単位となる

地区において、住民が

主体となり、地区が持

つ資源を生かした地域

活性化を目指し、地区

の持続可能な振興を目

的とした「美しい地区

づくり目標」策定につ

いて、各地区の皆様と

協議し、地区での意見

交換会や座談会、地区

総会においてそれぞれ

の目標を策定しました。

議員ご指摘の「地区

目標」の振興計画策定

における「位置づけ」

は地区振興の指針であ

り、加えて昨年度同じ

く実施された「町民ア

ンケート結果」と「第

4次振興計画検証」と

あわせ、第5次振興計

画策定における「町の

方向性」や具体的な町

づくりの「施策」を見

出すための重要な基礎

資料となります。

振興計画はこの基礎

資料を受け、10年間の

「基本構想」、5年間の

「基本計画」を策定し、

基本計画において策定

する「施策」を実施す

るため、予算を伴う3

年間の「実施計画」を

策定します。議員ご指

摘の「実施計画」は、

この計画のことを想定

しているものと思いま

す。

地区目標を実現して

いくためには様々な手

段・方法があり、基本

的には地区が主体的に

取組んでいくことが大

切です。これまでも地

区単独では実施困難な

ハード事業については

「地区要望」にて実現

するよう対応してきて

おり、またソフト事業

においては地区担当職

員制度の人的支援によ

り「地区支援事業補助

金」や「県サポート事

業」活用を地区と協議

し、地区づくりを支援

してきました。この取

組みの中で地区目標実

現に向けた地区の「実

施計画」づくりが行わ

れたと思います。

地区においてその取

組み方は様々ですので、

「地区の主體的な取組

み」を尊重し、新しい

地区目標の実現に向け

協議を始める地区や、

これまでの取組みを継

続していく地区もあり

ますので、地区担当職員による支援や財政支援についてお知らせしながら目標実現に向けた具体的な取組みを支援していきます。

② 毎年、振興計画審議会を開催して「実施計画」をローリングしています。この実施計画書には、行動計画として、3年間の各年度ごとに事業費を計上していますので、これを活用して、「集落魅力づくりプロジェクト」の項に、事業を掲載し、議員ご指摘の町民の期待感、協力的意識の向上に努めていきます。



菅家 三吉 議員

問 宿泊業・飲食業を中心とした観光業の回復に対する方策について

答 当面は県内の誘客を図り、経済活動の再開を目指す

議員 世界的に猛威を振るった新型コロナウイルスの影響により、インバウンドをはじめとした観光業は大打撃を受けています。

県境を越えた移動の自粛も続いていましたが、県では、6月1日にその要請も解除すると発表し、同月19日を

目途に、県外からの観光客の呼び込みを再開する方針を示しました。しかしながら、観光に携わる町内事業者のムードは、回復までには相当の時間がかかるだろうと、気持ちが落ち込んでいる現状です。

その要因として、①各事業者が、経営的に体力が落ち込んだ中

で各々が個別にこの難局に対し、打開策を暗中模索している。

②町として観光誘客等、回復に向けた取り組みを未だ各事業者に明確に示していないこと。などが考えられます。

全国的にも、今観光業はピンチを迎えている状況で、ある意味、旅行する側から見れば新たに観光地を探す機会になったと言っても過言ではありません。

今こそ、このピンチをチャンスに変えて改めて『美しい村 福島県三島』を発信し、行政と町内事業者が一枚岩となり、『三島版 マイクツーリズム』の構築を進めるべきと考

え、観光回復に向けた町長の方策について伺います。

町長 新型コロナウイルス感染症対策本部においては地域経済対策事業と称し、基金貸付制度の設置や緊急支援給付金の実施を行い、事業者の経営の継続性を少しでも確保できるように対策を行ってきましたが、今後は来訪者の確保を進めて行くことが求められていると考えています。

議員よりご提案のいただいた「マイクツーリズム」は地元や近隣の観光・旅行を行う形態です。感染拡大防止の観点から遠距離移動が避けられ、地元

や近隣の安心安全な旅行の需要は高まっていると考えます。これまで町では、インバウンドによる訪日来訪者の受入を主流としていましたが、当面、この動きは停滞し、更に、大都市圏からの来訪も動きが鈍くなることと想定されます。

一方、国のGOTOキャンペーンや県の福島県民限定宿泊割引などの施策もあり、町の宿泊や飲食事業者の利

用者増に直接的に結び付く施策が必要になると考えます。

当面の町の方策としては、会津管内・福島県内からの誘客を目指し、宿泊・飲食事業者

の方と連携をとりながら、感染症対策の徹底と経済活動の再開を目指していきます。また町・奥会津の強みを再確認し、県内や近隣の旅行者の獲得のための取り組みを進めていきます。

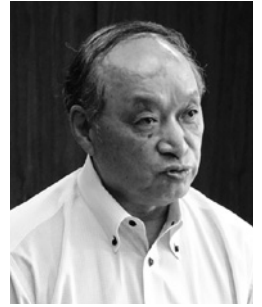
本年は振興計画策定年です。これまではインバウンドが主流でしたが、コロナをきっかけに国内需要の捉え直しが求められており、マイクツーリズムの考え方を取り込んだ「三島町観光ビジョン」の策定に取り組み、振興計画へ位置づけ観光業の回復に努めていきます。



新型コロナウイルス感染拡大の影響により、長く休業していたふさと荘



つるの湯温泉湯治棟、客足が戻りつつある。



五十嵐健二 議員

問 今後の町財政について

答 出来るだけ年度間の事業を平準化して対応する

議員 現在、町の財政は、自主財源が少なく

地方交付税や各種補助

金、町債に依存してい

ます。本年実施される

国勢調査によって町の

人口も5年前の国勢調

査時と比較すると、か

なりの人口減になって

いるものと思われ、そ

れによって地方交付税

の減額が考えられます。

また負担金の増、会計

年度任用職員の導入に

よる人件費の増、様々

な事業による歳出の増

が見込まれます。

今後計画的に各種事

業を進めていかなけれ

ば大変な事態になると

考えますが、町財政に

対する対策、あるいは

財政計画をどのように

考えているのか伺う。

町長 当町の財政は、

歳出において、維持管

理費、社会保障費、公

債費等が増加しており、

歳入においても地方交

付税の増加は見込めず、

また町税においても同

様で、総じて厳しい財

政状況であると認識し

ています。

近年の事業実施に当

たっては、多額の起債

を行い、その累計が増

大し、今後の償還が、

新規事業実施に影響を

与えることが懸念され

ます。

また、今後予想され

る「ふるさと荘の改築」

や広域市町村圏の最終

処分場の建設、ごみ、

し尿処理施設、消防施

設更新等に伴う負担金
などの増が見込まれま
す。

このような状況の中、

地方交付税の算出、財

政健全化判断比率、決

算統計等の財政分析を

行い、県より指導助言

をいただきながら歳入

については、過大な見

積りは厳に慎み、歳出

については、厳しく経

常経費を切り詰め、基

金を有効に活用し、で

きるだけ年度間の事業

を平準化して対応した

いと考えています。

平成30年度一般会計決算資料

歳 入			歳 出		
区 分	金 額	構成比 %	区 分	金 額	構成比 %
1. 自主財源	749,284	29.1	1. 義務的経費	624,925	26.5
(1) 町 税	172,674	6.7	(1) 人 件 費	375,723	15.9
(2) 分担金及び負担金	4,433	0.2	(2) 扶 助 費	58,167	2.5
(3) 使用料及び手数料	29,729	1.1	(3) 公 債 費	191,035	8.1
(4) 財産収入	32,692	1.3	2. 投資的経費	554,677	23.5
(5) 寄 付 金	11,413	0.4	(1) 普通建設事業費	525,723	22.3
(6) 繰 入 金	169,737	6.6	(2) 災害復旧事業費	28,954	1.2
(7) 繰 越 金	305,275	11.9	3. そ の 他	1,181,157	50.0
(8) 諸 収 入	23,331	0.9	(1) 物 件 費	395,030	16.7
2. 依存財源	1,824,046	70.9	(2) 維持補修費	61,123	2.6
(1) 地方交付税	1,119,005	43.5	(3) 補助費等	242,812	10.3
(2) 地方譲与税	12,122	0.5	(4) 積 立 金	270,071	11.4
(3) 国庫支出金	75,654	2.9	(5) 投資及び出資金	0	0.0
(4) 県支出金	161,036	6.3	(6) 貸 付 金	0	0.0
(5) 町 債	421,731	16.4	(7) 繰 出 金	212,121	9.0
(6) その他	34,498	1.3	合 計	2,360,759	100.0
合 計	2,573,330	100.0			

適切な財政運営が求められています

問 森林整備について

答 森林環境譲与税を活用した計画策定と森林整備を実施する

議員

本年の予算の中にも、ふくしま森林再生事業、景観保全及び倒木被害防止など森林整備に関する予算が計上されています。

町の事業の中には木質バイオマスの有効活用などが計画されており、今後森林整備は大変重要な事業になるものと思います。

森林整備を行う上で、林の所有者や森林のわからない林、あるいは境の問題など多くの課題があります。

今回、森林環境譲与税を調査のために使うと聞きましたが、どのような調査をどのように進めていくのか伺います。

町長

今年度も「ふく

しま森林再生事業」や

県の森林環境税を活用した森林環境交付金事業を予定しています。

昨年度に創設された国の森林環境譲与税については、昨年在300万円、今年が640万円程度交付される見込みであり、今年度も基金積立を予定しています。令和2年度末の基金積立総額は940万円程度となる見込みで、国の森林環境譲与税を活用した森林整備の事務の流れは次のとおりです。

①森林所有者の管理意向調査を実施。

②町に森林管理を委託したい森林所有者の取りまとめ及び協定締結。

③締結した森林の経営

管理権集積計画の策定。

④森林環境譲与税を活用し町が林業事業体に森林整備を発注。

現在、他町村の森林環境譲与税の取組状況を森林組合等に委託して意向調査を進めているところで、実際に経営管理権集積計画の策定や森林整備の実施までは至っていません。

このような中、「早戸地区」から集落の裏山について、鳥獣害被害の防止や倒木の危険から森林整備を早急に実施して欲しいとの要望がありました。また地区外の森林所有者の同意取得についても協力することと、事業実施が容易であり、森林環境譲与税の森林整備

備モデル地区として考えています。

意向調査については区長等と連携しながら

役場職員が直接森林所有者から丁寧な聞き取り調査を進めていきます。

経営管理権集積計画の策定については、国土調査が実施されていない当町では非常に難しい作業ですが、森林所有者や境界の把握については、地区と協議しながら準備を進めていきたいと考えています。また森林環境譲与税を活用した経営管理権集積計画の策定や森林整備の実施は令和3年度以降を目標に地区と協議を進めていきたいと考えています。

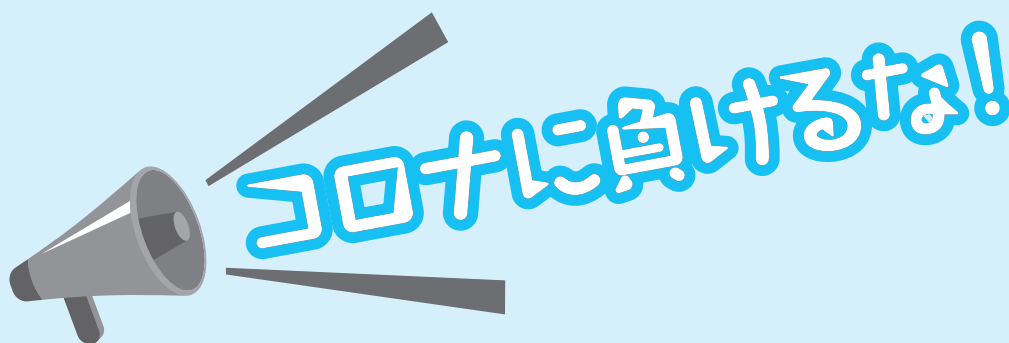
しかし、ふくしま森林再生事業による森林整備の収益は森林所有者への還元は認められています。

国、県の森林環境税や国の森林環境譲与税による森林整備の収益は森林所有者への還元は認められています。

の還元は認められています。今後はその課題を整理し、町で新たな仕組みづくりをすることにより、森林所有者への還元に取り組む必要があります。

令和6年度からは毎年1千万円程度が交付される森林環境譲与税を有効に活用して町内の森林整備の促進と循環型社会の構築に取り組みたいと考えています。





■観光協会で「みしまの特産品」の通信販売

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、4月16日全国に緊急事態宣言が拡大され、人の移動がほとんど止まってしまい、春のカタクリや桜の季節、そして書き入れ時のGW中だったため、町内の観光・飲食業を中心に大きな打撃を受けました。

そのような中、三島町観光協会では、少しでも町内の事業者の助けになればと、特産品のパンフレットを作成し、「会津地鶏」、「山菜加工品」、「美坂高原産はちみつ」等の通信販売を始めました。特別町民や三島町にゆかりのある方々へのDM、また、ホームページ上でPRしたところ、販売開始の4月16日から5月31日まで、発送件数420件、約190万円の売上がありました。

そして、第2弾の夏号として新たにパンフレットを作成して、6月22日より販売を開始したところ、すぐに町内外から多くの注文が入り、職員の方は「多くの方々が三島町を支援してくださっている、とてもありがたいです。」と、感謝の気持ちを込めつつ毎日忙しく発送作業に追われています。

是非、みなさんもこの機会に、遠方の親戚やご友人等に「三島のふるさとの味」を送ってみてはいかがでしょうか。



毎日忙しく発送作業に追われる観光協会職員（左）と夏号のパンフレット（上）

三島中学校1年生「桐の森林学習」で 郷土への理解を深める

3月上旬から5月下旬にかけて、入学式から約2週間再開したものの、再び4月22日から休校となった小・中学校。ようやく5月25日から再開され、本格的な学校生活が始まり1ヶ月、6月24日、大石田の石坂地内の桐林で三島中学校1年生が森林学習を行いました。

桐専門員の矢澤倉一さんが講師を務め、桐の歴史や栽培方法等の座学を行い、その後、草刈りや芽掻き等

を体験しました。当日は天候に恵まれ少し蒸し暑い中、生徒たちは真剣に作業に取り組んでいました。作業では草刈り鎌の他、草刈り機を使ってみたりと初めての体験もありました。

講師の矢澤さんは最後に「いつも三島の桐を思い出して欲しい、そして三島の桐のことを聞かれたら教えられるくらいになって欲しい」と、生徒たちに語りました。



桐についての座学を受ける三島中1年生たち



草刈りを体験

議会の主な動き

▶ 2020年5月 ◀

- 11日(月) 第2回議会臨時会
 25日(月) 両沼地方町村議会議長会臨時総会
 (会津坂下町)
 27日(水) 議会全員協議会
 28日(木) 只見川河川整備期成同盟会監査(議長)
 29日(金) 広域議会臨時会

▶ 2020年6月 ◀

- 1日(月) 第3回議会臨時会
 11日(木) 議会全員協議会・議会運営委員会
 18日(木) 第2回議会定例会(～19日)
 30日(火) 振興計画策定に関する説明会
 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
 調査(役場)

▶ 2020年7月 ◀

- 1日(水) 奥会津五町村議会議長連絡協議会(只見町)
 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
 調査(役場)
 2日(木) 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
 調査(桐寿苑)

- 9日(木) 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
 調査(各地区)
 議会広報編集委員会
 13日(月) 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
 調査(消防署・宮下病院)
 16日(木) 県道柳津昭和線・滝谷松原線整備促進期成
 同盟会監査(議長)
 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
 調査(商工会)
 20日(月) J A会津よつば山菜加工場現地視察・意見
 交換会
 21日(火) 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会
 調査(農林業者)
 31日(金) 三島中学校立志式
 (交流センター山びこ、議長)

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により例年
 開催されている、全国町村議会正・副議長研修会、
 広報編集委員研修会、県町村議会議長会定期総会
 等は中止又は、書面表決となりました。

議会に傍聴においでください

9月議会は9月中旬に開催予定です。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、入場を制限または禁止することもありますので、
 予めご了承ください。

編集後記

この度広報編集委員会委員長に就任しました二瓶俊浩です。四年間よろしくお願いいたします。

二月頃から新型コロナウイルス感染症が全国に広がり始め、四月十六日には全国に緊急事態宣言が発令され、感染拡大防止の為に全ての行事が中止又は延期という状態が続きました。五月二十五日には緊急事態宣言が解除されましたが、感染が終息したわけではありませし、今なお全世界では感染が拡大し続けております。

国民一人ひとりが「新しい生活様式」による感染防止対策を徹底していく事が大切なことだと思います。国のコロナ禍による経済対策として地方創生臨時交付金が当町には約二千九百五十万円の配分があり、六月一日の臨時議会ではその審議が行われました。

六月十二日には国の第二次補正予算が可決され、今後更なる手厚い支援が出来ることと思います。しかし、国の助成金等の事務委託費では無駄遣い等が見られ、国民が恐怖におびえ苦しんでいる時にあってはならないことです。

今年のゴールデンウィークは都道府県をまたぐ移動が自粛により、身近な方々と会うことが出来ませんでした。これからお盆の帰省時期となり、離れている家族や親戚そして友人との楽しいひと時を待ちわびている方々が大勢いると思います。どうか第二波、第三波が発生しないことを願っております。(二瓶 俊浩)

議会広報編集委員会

編集委員長 二瓶 俊浩

編集副委員長 矢澤 昇

編集委員 二瓶 辰右衛門

〃 五十嵐 健二

〃 菅家 三吉